○農林水産省告示第千七百四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年十一月七日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの（6）から（99）までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。	動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの（6）から（99）までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。
（1）～（115）　（略）	（1）～（115）　（略）
（116）　豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症診断用抗原	（新設）
（117）～（119）　（略）	（116）～（118）　（略）
（削る）	（119）　豚ヘモフィルス感染症診断用抗原
（120）～（147）　（略）	（120）～（147）　（略）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第８３５号

京都府相楽郡和束町大字別所小字中山10番地6

債務者　須藤　陽子

1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　誠実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５９号

福岡県大牟田市小浜町１丁目７番地２　衛藤ビル301号

債務者　ムービー本舗こと　春林　昌明

1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺麻以佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第６０号

福岡県大牟田市大字三池162番地２

債務者　みきや大牟田店こと　春林　良明

1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺麻以佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月17日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１３５６号

名古屋市熱田区大宝１丁目２番３号　ヴェルクレート日比野Ｂ棟607号

債務者　石井　崇史

1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　美波
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４６４号

大阪府寝屋川市打上高塚町１番３－1136号

債務者　アダムスアップルこと　松本　昌繁

1　決定年月日時　平成29年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片山　琢也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９２４号

大阪府柏原市国分東条町２番５号

債務者　穴田　雄一

1　決定年月日時　平成29年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐崎　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係